

和歌山大学教職員海外派遣に関する規程

制 定 平成18年 1月27日

法人和歌山大学規程第 468号

最終改正 令和 4年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）の教職員を海外の教育研究機関等に派遣し、先進的な教育研究や優れた教育研究実践並びに先進的な事務の調査・研修に参画させること等により、本学の教育研究並びに事務の改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「海外派遣教職員」とは、前条の目的により本学から派遣される教職員をいう。

2 「部局」とは、国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に規定する学部等、第16条に規定する基幹、機構及び附属機関並びに第18条第1項に規定する事務局をいう。

3 「長期派遣」とは、派遣期間が連続する日程で1月以上半年以内のものをいう。

4 「短期派遣」とは、派遣期間が連続する日程で1月未満のものをいう。

(資格)

第3条 海外派遣教職員になることのできる者は、本学に常時勤務する教員及び職員（以下「常勤教職員」という。）とする。

(申請)

第4条 海外派遣を希望する常勤教職員は、所属部局の長の了承を得て、所定の申請書類を添えて、学長に申請するものとする。

(選考)

第5条 海外派遣教職員の選考は、国際イニシアティブ基幹日本学教育研究センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

(選定人数)

第6条 海外派遣教職員の選定人数は、毎年度予算の範囲内とする。

(支援内容)

第7条 海外派遣教職員への財政支援は、予算の範囲内で外国旅費及び国際学会参加費を支援する。

2 長期派遣においては、2の年度にまたがる場合も対象とする。短期派遣においては、2の年度にまたがることはできない。

(旅費)

第8条 海外派遣教職員に支給する旅費については、国立大学法人和歌山大学旅費規程の定めるところによる。ただし、日当及び宿泊料を減額することがある。

(実績報告)

第9条 海外派遣教職員は、派遣期間が終了した場合は、その日から30日を経過する日までに実績報告書を学長に提出しなければならない。長期派遣においては、別途定める募集要項に基づき、成果の発表を行わなければならない。

教職員海外派遣に関する規程

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、海外派遣教職員の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月27日から施行する。
- 2 和歌山大学教職員海外先進教育研究実践支援規程（平成16年12月24日制定）は、廃止する。ただし、平成17年度和歌山大学教職員海外先進教育研究実践支援規程に基づき選定された海外派遣教職員については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第600号）

この改正規程は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第696号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第780号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1100号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1699号）

この改正規程は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（平成29年4月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1977号）

この改正規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2271号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2302号）

この改正規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2424号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。